

## 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく公表について

### 1. 法の趣旨

被保険者から厚生年金保険料を源泉徴収していたにもかかわらず、事業主が当該保険料の納付及び被保険者の資格関係等の届出を行っていたことが明らかでないとして総務省年金記録確認第三者委員会があっせんを行った事案について

- ・日本年金機構は年金の保険給付の対象とするための被保険者記録の訂正を行うこと。
- ・事業主は時効（2年間）消滅後であっても納付すべきであった保険料を納付することができることとし、日本年金機構がその納付を勧奨すること。

等を法の趣旨とし、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（平成19年法律第131号。以下、「特例法」という。）が成立し、平成19年12月19日から施行されています。

### 2. 特例法第6条に基づく公表について

上記訂正の対象者が基金の加入員であった場合、特例法第10条の規定により日本年金機構は該当する基金に事業所の名称・所在地その他必要な情報を提供します。基金は提供された情報に基づいて加入員記録を訂正し、この訂正に係る掛金の納付を事業主に勧奨します。事業主の所在が不明な場合、事業主が勧奨に応じない場合等、以下のAからKに該当する場合は、特例法第6条の規定により事業所の名称（事業所が既に事業を廃止しているとき等、やむを得ない場合にあっては元役員の氏名）を公表します。ただし、公表については、対象者に係る掛金を当時事業主が納付しなかった事実が明らかである場合に限りします。

- A 公表期限までに未納掛金の納付申出をしなかった事業主
- B 公表期限までに未納掛金の納付申出をしなかった元役員
- C 納入期限までに未納掛金を完納しなかった事業主
- D 納入期限までに未納掛金を完納しなかった元役員
- E 所在が不明のため、納付の勧奨が出来ない事業主（1回目）
- F 度重なる納付の勧奨を実施し、かつ、公表を行ったが未納掛金の納付申出をしない事業主
- G 度重なる納付の勧奨を実施し、かつ、公表を行ったが未納掛金の納付申出をしない元役員
- H 所在が不明のため、納付の勧奨が出来ない事業主（2回目）
- I 度重なる納付の勧奨を実施し、かつ、公表を行ったが未納掛金の納付申出がなく、国庫負担を実施（事業主）
- J 度重なる納付の勧奨を実施し、かつ、公表を行ったが未納掛金の納付申出がなく、国庫負担を実施（元役員）
- K 所在が不明のため、納付の勧奨ができず国庫負担を実施